

各 位

浜名湖ガーデンパーク東駐車場の利用について

浜名湖ガーデンパークをご利用いただき誠にありがとうございます。

「花の美術館」に隣接した東駐車場利用の件ですが、本来は、緊急車両・作業用駐車場であることに加え、東駐車場まで管理作業のための敷地を通過すること、通過道路がゴルフ場と隣接しているためゴルフボールの飛来の危険があることなどの理由により、静岡県から一般来園者の進入を禁止されている場所でございます。その場所を現指定管理者の運用により、身体の不自由な方々並びに介添えする方の便宜を考慮し、社会福祉法人等の皆様が行事で来園する車両について「駐車許可申請書」を提出していただき、東駐車場利用のため通過する道路の危険性をご確認いただいた上で「許可書」を発行し、利用していただいております。

この度、静岡県とゴルフ場とのゴルフボールに関する安全対策について協議がまとまり、安全対策工事が完了したことを受け、東駐車場の利用を再開することとなりました。しかしながら、ゴルフボール飛来の危険性は引き続き継続していること、健常者までも東駐車場を利用していたという過去事例を踏まえ、公平・公正の観点から、障がい者とその介添え者（社会福祉法人等関係者）に利用を限定させていただきますので悪しからずご了承ください。

つきましては「駐車許可申請書」及び、東駐車場利用にあたっての「誓約書」をご提出いただきます。誓約書は東駐車場の本来の使用目的、ゴルフボール飛来の危険性の認識及びその危険防止対策をご理解いただくためにご提出をお願いしているものです。

「許可書」を発行する事務手続きが必要となります。申請書、誓約書はご利用の7日前までにご提出願います。ご理解、ご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

浜名湖ガーデンパーク指定管理者

浜名湖えんてつグループ